

I 総説

第1 産業・雇用就業動向

1 平成30年の都内経済

平成30年の日本経済は、四半期ごと一進一退を繰り返したが、暦年ベースで昨年に引き続きプラス成長となった。貿易では、輸入額・輸出額ともに2年連続の増加となり、輸出では自動車・原動機等が増加し前年比4.1%増、輸入では原粗油・液化天然ガス等が増加し前年比9.7%増となった。その結果、差し引きでは3年ぶりの赤字となった。訪日外国人旅行者数は、訪日旅行プロモーションや好調なクルーズ船需要を背景に年間を通じて好調な伸びを示し、前年に引き続き過去最高を更新し約3,119万人となった。

都内経済をみると、スーパー販売額は昨年に引き続き増加したが、百貨店販売額は3年連続で減少し、世帯当たり消費支出は物価変動を除いた実質で2.9%の減少となった。

消費者物価指数は、前年比0.9%の上昇となり、生産指数は、前年比+1.5%と2年連続の上昇となった。中小企業の景況感（業況DI）は、上昇下降を繰り返し、5月には▲21となったが、年末の12月は▲29となった。

都内の雇用情勢は、改善傾向で推移した。東京の年間完全失業率は、2.6%と8年連続で低下し、平成9年以来最も低い数値となり、有効求人倍率は2.13倍と、8年連続で前年を上回った。

2 平成31年上半期の都内経済

平成31年1～3月期の実質GDP成長率は2次速報で、+0.6%と2四半期連続で前期比プラスとなった。平成30年の貿易収支は、23年連続の黒字であったが、原油高の影響により5年ぶりに黒字額が減少し、訪日外国人旅行者数は、昨年に引き続き4月で累計1,000万人を超え、また4月単月でも292万7千人と過去最高を更新した。

都内経済をみると、平成31年第1四半期の家計消費支出は前年対比でマイナスとなり、百貨店・スーパー販売額も前年同期を下回った。消費者物価指数は前年同期比でプラスとなる月が続いている。生産指数は、昨年末から落ち込み、その後3月にかけて上向きとなったものの第1四半期では前年比5.4%の低下となった。中小企業の景況感（業況DI）も大きく上下している。雇用面では、有効求人倍率が前年から引き続き2倍台で推移し、5月には、38か月連続で2倍台となった。

なお、内閣府では、6月の月例経済報告で「景気は、輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」としている。

第2 令和元年度の施策の概要

昨年度の我が国の経済は、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、緩やかな回復基調で推移している。都内経済においては、雇用情勢で改善傾向が続き、個人消費はやや減少した。また、中小企業の景況感は一進一退の状況が続いた。

こうした状況において、これまで、産業労働局では、「2020年に向けた実行プラン」に掲げた中小企業支援による経済活動の活性化、世界に冠たる観光都市・東京の実現、農林水産業の活性化、ライフ・ワーク・バランスの充実や女性・高齢者・若者・障害者等の活躍に向けた就業促進などの取組を進めてきた。

今後は、東京2020大会とその先を見据えつつ、こうした取組をさらに充実強化していく必要がある。とりわけ、東京から全国に波及するような効果の高い施策については、局を挙げて更なる取組の強化を図っていく必要がある。

そこで、令和元年度の事業においては、以下の施策を重点的に推進していく。

- 都内経済を支える中小企業が経営環境の変化に的確に対応し、未来に向けて輝けるよう、多くの中小企業の生産性向上や事業承継の取組を後押しし、経営基盤の底上げを図る。また、東京の成長を牽引する中小企業が数多く生まれるよう、高付加価値な製品等の開発や、スポーツ・健康分野における海外展開の支援をするなど、中小企業の意欲的な取組等を重点的に推進する。さらに、起業・創業を促進するため、若者や女性のみならず、シニア世代に対するセミナーや児童・生徒向けに起業家教育を行うなど、幅広い層において起業・創業への関心を高め、東京の産業の一層の発展へと結び付けていく。
- 都内中小企業の資金繰りを支援するため、中小企業が直面する重要課題に対応するなど、事業者の実情やニーズを踏まえた融資を行う。併せて、起業希望者等に対する資金調達の円滑化を図るため、クラウドファンディングの活用を支援する。さらに、地域金融機関と連携し、事業承継に係る啓発から計画の策定、資金供給まで一貫した支援を実施していく。
- 世界から東京に旅行者を誘致するため、東京の多様な魅力を国内外へ強く発信するとともに、国際会議などのMICE誘致に向けて、主催者や受入施設等に対する支援を一層強化することにより、東京での開催に結び付ける。また、多言語対応の充実や宿泊施設のバリアフリー化支援等により、外国人旅行者や高齢者、障害者など誰もが安心して観光できる環境の整備を進める。さらに、多摩・島しょをはじめ、都内各地の大きなポテンシャルを持つ観光資源を活用し、観光振興に取り組む。
- 都市や山村、島しょなど各地域の特徴を活かし、効率的で生産性の高い農林水産業の展開を図るとともに、新たな担い手の確保・育成対策を実施する。また、都が借入れまたは買入れた生産緑地を活用し、都市農地の保全と併せて、高齢者の活躍や農業の高収益化を進めることができる地域モデルを確立する。さらに、50年、100年先を見据えた東京の森林の将来像の実現に向け、林業の更なる振興や多摩産材の一層の利用拡大を図るとともに、水産加工品の開発・販路拡大等の支援に取り組む。

- テレワークの普及推進や育児休業の取得促進など、ライフ・ワーク・バランスの推進に取り組む企業に対する支援を一層強化する。また、多様な人材が輝く「ダイバーシティ」の実現に向けて、有識者会議を開催し就労支援のあり方を検討していくとともに、企業の女性活躍推進への取組の加速化に向けた支援や、働く意欲のある高齢者の就業の促進、障害者や難病・がん患者の採用等に取り組む企業の支援の充実により、誰もが活躍できる環境を整備する。さらに、人手不足に悩む中小企業の人材確保を後押しするため、地域や業界を通じた採用・定着に資する取組や、企業による中核人材確保を支援する。
- 東京のみならず日本全体の経済活性化を実現するため、東京と日本各地が双方の強みを活かして連携し、双方に高い効果が見込まれる産業振興施策を「ALL JAPAN & TOKYOプロジェクト」として、着実に推進する。

1 産業・雇用就業政策の企画立案

東京の産業振興と雇用就業の安定を図るため、重点的に取り組むべき政策の企画立案を行う。また、日本各地と連携した産業振興施策を推進するとともに、統計分析による施策立案支援や、調査研究による政策課題ニーズの掘り起こしを図っていく。

2 中小企業対策

(1) 経営支援

都内経済の活性化のためには、中小企業の安定的成長と発展が不可欠であり、付加価値額の向上や、地域・グループによる活性化につながる新事業開発への意欲的な取組などを積極的に支援し、中小企業経営の改善強化を図る。

主な支援策としては、①中小企業等の経営革新を促進するため、法に適合する新たな事業活動計画の承認、その計画に対する低利融資等の支援（経営革新支援）、②環境変化への対応や経営力強化のための支援（経営安定支援）、③国内・海外への販路開拓支援、④異業種交流会、産学公連携事業のグループ形成など組織化への支援（ネットワークづくり支援）がある。

(2) 技術支援

グローバル化の進展による国内外での厳しい競争に加え、省エネルギー、環境への対応など経営環境の変化は大きく、こうした変化をビジネスチャンスと捉えて、さらに発展していくためには、新製品・新技術の開発をたゆまず続けることが重要である。

このため、都では、基礎技術から応用研究、企画・アイデアから製品開発までの中小企業の製品・技術の開発に対し、①開発基盤技術強化のための助成、②地域の強みを活かした交流、連携基盤の確立、③知的財産活用の実現を図る施策、④製品の差別化・高付加価値化を実現するためのデザイン活用策、⑤事業化に向けたサポート等の各種支援を行う。

(3) 創業支援

東京では、高い地価等の立地条件や後継者難が相まって、企業数が減少傾向にあり、新たな都市型産業の創出及び起業を促進することが重要な課題となっている。

このため、都では、意欲にあふれ、優れた発想や技術を持つ人々の起業や、その後の経営の安定・発展を支援することで、活発な創業の促進を目指す。

具体的には、起業を予定している人や創業間もない企業に対し、①創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う創業支援拠点の運営、②創業の場の提供と入居企業に対する経営支援の実施、③創業の立ち上がりに必要な運転・設備の資金融資や技術開発・販路開拓に要する資金の助成等、④交流の場の提供や専門家の継続的な助言等の支援を行う。

(4) 地域工業の活性化

東京のものづくり産業は、城東、城南などで地域的に特色ある集積を形成している。そこでは、域内の中小企業が地域内で蓄積された技術、情報、人材等を基に、企業間ネットワークを形成するなど、集積のメリットを活かした生産活動を行ってきた。しかし、近年、工場等の跡地へマンションが建設されるなど操業環境が悪化し、都外への転出や廃業を余儀なくされる事業者もあるなど、産業の空洞化が懸念されている。

そこで都は、重要な産業集積を守るため、区市町村と連携しながら、競争力のある企業を呼び込むための立地支援や操業環境の整備等、産業基盤強化に向けた取組を推進するとともに、中小企業や大学、金融機関等による産学公金のネットワークを地域に構築し、新たな技術や製品等を創出するなど、産業集積の強化を図る区市町村の取組や、区市町村が連携して行う広域的なビジネスマッチングや共同研究などの取組を支援することにより、都の強みである基盤技術の集積の維持・発展を図っていく。

さらに、東京の各地域の持つ強みや特色である地域資源を活用することで、地域経済の活性化を図っていく。

(5) 地域商業の活性化

都内には約2,500の商店街があり、都民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するとともに、それぞれの地域の特性を活かしながら、地域経済や雇用を支える場として、また、地域住民の生活やコミュニティの核として、大変重要な役割を果たしている。

しかし、商店街の現状は、消費者ニーズの多様化、大型店舗の進出、低価格競争、店主の高齢化や後継者難など厳しい経営環境による衰退傾向にあり、地域の経済や社会に大きな影響を及ぼしている。その一方、商店街の活性化に向けて意欲ある取組を行い、地域コミュニティの核として、賑わいを維持している商店街も数多く存在している。

商店街の活性化支援は、元気な商店街を増やしていくために、区市町村や商店街と緊密な連携をとりながら展開していくことが重要であり、都は、区市町村や商店街の多種多様な取組を積極的に支援している。

(6) 総合的支援

中小企業や起業家等への個別の支援策を結びつけ、より効果的かつ効率的なサービスを提供するため、(公財)東京都中小企業振興公社を核として、都の関係機関や各支援機関が連携して、中小企業に対し、支援を行うほか、戦略的産業分野のプロジェクト等に対して支援を行う。

(7) 試験研究機関

平成18年4月に、柔軟かつスピーディな民間的経営手法により効率的・効果的な技術支援を実現させるため、東京都立産業技術研究所を地方独立行政法人に移行し、「地方独立行政法

人東京都立産業技術研究センター」とした。

この(地独)東京都立産業技術研究センターにおいて、中小企業の製品開発支援・技術支援・研究開発・技術経営支援・産業交流・産業人材育成・情報発信等を行い、産業技術の向上とその成果の普及を促進し、都内中小企業の振興を図る。

なお、23年10月に江東区青海に新本部を開設、27年4月にバンコク支所を開設するなど、支援体制のさらなる充実を図っている。

また、東京都立皮革技術センターにおいても、試験研究・技術支援等を行い、東京都における伝統地場産業である、皮革関連産業にかかわる中小企業の振興を図る。

(8) 金融支援

中小企業の多様な資金ニーズに応えるため、重層的に金融支援を展開している。

「中小企業制度融資」では、働き方改革支援融資や事業承継融資など中小企業が直面する重要課題に対応するとともに、小規模企業者の財務基盤を強化するため小口短期融資を創設するなど、制度の充実を図り、中小企業の積極的な事業展開や経営安定を支える。

また、資金調達の多様化の観点から、都独自の制度である「東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度(東京プラスサポート)」や、不動産に頼らずに様々な事業用資産を担保とした借入れができる動産・債権担保融資(ABL)制度、クラウドファンディングを活用した資金調達支援を行う。さらに、ファンドへの出資を通じた中小企業やベンチャー企業への支援に加え、地域の金融機関と連携し、女性・若者・シニアの地域に根ざした創業へのサポートや、事業承継に係る啓発から計画の策定、資金供給まで一貫した支援を実施する。

また、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ等と締結している「東京における産業振興に関する包括連携協定」に基づき、金融機関との連携の推進等を行っている。

3 観光産業対策

東京2020大会とさらにその先を見据え、観光産業の振興に向け、国内外の旅行者を積極的に誘致していくとともに、観光資源の開発や受入環境の整備を推進する。

(1) 外国人旅行者誘致の新たな展開

海外から多くの旅行者を誘致するため、伝統と革新が共存する東京の多様な魅力を国内外へ強く発信していく。また、東京の観光公式ウェブサイト「GO TOKYO」を通じて都内の観光情報を多言語で発信する。

(2) MICE*誘致の推進

東京へのMICE誘致に向けて、開催都市としての東京の魅力を効果的に発信するとともに、主催者に対して誘致活動や開催時の会場確保に要する経費等を支援する。また、MICE開催時に美術館や庭園などをレセプション会場等として使用するユニークベニューの利用を促進する。

※ M:Meeting(企業系会議)、I:Incentive(企業の報奨・研修旅行)、C:Convention(国際会議)、E:Exhibition/Event(展示会・見本市、イベント等)の頭文字を取った総称

(3) 魅力を高める観光資源の開発

地域のアイデアを生かした特産品や旅行商品の開発、地域ならではの多様な魅力を生かした

観光まちづくりに対する支援など、旅行者を惹きつける観光資源開発を促進し、東京の魅力向上を図る。多摩・島しょ地域では、魅力ある森林資源や自然公園を活用するなど自然との調和に配慮した観光振興を進めるとともに、地域の魅力をウェブサイト等で効果的に発信する。

また、地域の観光振興に対する機運を高めるため、観光分野の専門家の派遣や、先進的な取組事例の周知・浸透を行う。

(4) 受入環境の充実

東京を訪れる外国人旅行者が安心かつ快適に観光を楽しめるよう、多言語による案内サインの充実、観光案内所の整備・運営、Wi-Fiやデジタルサイネージ等の情報通信技術の積極的な活用など、旅行者の移動・滞在を支える基盤の整備を計画的かつ集中的に進めていく。

また、宿泊施設等における多言語対応やトイレの洋式化など、旅行者を迎え入れる快適な滞在環境の整備を推進するとともに、観光関連事業者が外国人旅行者の消費動向を的確に捉え、経営の視点からサービスレベルの向上を図る取組を支援し、観光消費の拡大を促進する。

(5) 人材の育成・活用

観光関連産業の経営層・マネジメント層や、東京の観光スポットを案内する観光ボランティアなど、東京の観光を支える人材を育成・活用していく。

(6) 推進体制の構築

都の観光産業振興施策の充実を図るため、東京都観光事業審議会等を運営する。また、(公財)東京観光財団と緊密に連携し、観光施策を積極的に推進する。

さらに、旅行業法に基づく登録制度を運用することで、旅行業者の業務の適正な運営を確保し、旅行の安全確保及び旅行者の利便の増進を図るとともに、通訳案内士法に基づく登録制度の運用を通じ、外国人旅行者に対する接遇の向上を図る。

4 農林水産対策

(1) 農業の振興

「東京農業振興プラン」に基づき、その着実な実施等を行うとともに、各地域の実態に即した農業施策を展開するため、必要な情報・資料の収集、各種調査等を行う。また、農業者と都民との交流の場をつくり、広く情報提供を行うことで、東京の農業に対する都民の理解を深めながら、農業の振興を図る。

都市農地を保全するため、農業・農地と一体となったまちづくりを推進し、農業体験農園や防災施設等の整備を行うとともに、農道・灌漑施設などの農業基盤施設の整備を進める。

都民が安全で安心な食生活を送ることができるよう、都は安全安心な農産物の生産振興や、都内での販売ルートの拡大、PR・販促活動等の支援を行い、地産地消を拡大する。また、東京2020大会や2019ラグビーW杯の関連イベント、都主催のレセプション等で東京産食材を活用し、その魅力を発信するとともに、イメージ向上に向けた戦略を策定するため、基礎調査を実施し、戦略的な情報発信手法等の検討を行う。さらに、環境保全型農業の普及により、環境と調和した農業を推進するとともに、GAP（農業生産工程管理）の取組を支援することで、農業者の経営改善と都民からのより一層の信頼確保を図る。

加えて、創意工夫して、経営の改善に取り組む意欲ある農業者グループ等を支援するほか、

高齢化等により不足する農業の担い手を確保するため、新規就農者等への支援を行う。

(公財) 東京都農林水産振興財団を活用し、品種改良や栽培技術の改善などに関する調査、試験・研究を行うとともに、農業指導や都民に対する情報提供を行う。

東京を緑豊かな都市とするため、緑化用苗木の生産供給等により公共施設などの緑化を推進する。

(2) 林業の振興

「森づくり推進プラン」の着実な実施により、伐採・利用・植栽・保育という森林循環を促進し、持続的な森林整備と林業の振興を図る。また、平成 30 年度に策定した「東京フォレストビジョン」の実現に向け、未来の森づくりに取り組んでいく。

森林整備では、地域の実態に即した森林・林業施策を展開するため、必要な情報・資料の収集、各種調査等を行い、公益的機能の維持増進と、木材・林産物等の安定供給を図るための森林施策の指針となる森林計画を策定し、計画の着実な実施を図る。また、林道の開設・改良等の基盤整備を進めるとともに、森林資源の情報把握における先端技術の活用等を進め、施業の集約化により効率的な森林整備を図る。

一方、花粉の発生源であるスギ・ヒノキ林の伐採と、花粉の少ないスギ等の植栽・保育や多摩産材の安定供給に加えて、民間主伐の支援及び都民ボランティアによる人材育成や低コスト林業技術の導入など、総合的に森林循環を促進する。

担い手の確保育成では、林業の担い手の減少・高齢化が進む中、ノウハウを着実に継承するため、新規就労者向けの研修や高度な技術習得を目的とした OJT 研修を実施するなど、森林の健全な育成や林業の振興に欠かせない人材を確保・育成する。

多摩産材の利用拡大では、多摩産材の公共利用・民間需要の拡大、木育活動の推進により、木材産業の活性化を図る。また、他道府県と連携して行うイベントにおいて、多摩産材をはじめとする国産木材の魅力を発信する。

その他、森林整備の都民参加及び交流による森林地域への貢献により、都民や企業等との協働を促進する。また、(公財) 東京都農林水産振興財団を活用し、森林・林業に関する調査、試験・研究を行うとともに、行政・普及部門を通して、森林所有者や都民に技術情報等の提供を行う。

加えて、平成 31 年度に創設され、区市町村に譲与される森林環境譲与税が、森林整備と林業振興に結びつくよう、区市町村に対し情報提供や支援を行う。

(3) 水産業の振興

「水産業振興プラン」に基づき、資源、経営、流通・消費、多面的機能という 4 つの視点で施策を着実に実施し、東京における持続可能な水産業を実現する。

水産資源の維持・増大につなげるため、資源管理型漁業の推進に必要な科学的データを収集する調査・研究を推進するとともに漁業者に対する指導を実施する。また、法令違反に対する漁業取締りや、生息環境を改善するための漁場整備を実施する。さらに、資源を人為的に増加させるために、栽培漁業センターにおいて放流用稚魚を生産し配付する。

島しょの漁家の経営安定のために、効率的な漁場探索につながる海況情報を提供するとともに、漁船用燃油運搬船の運賃や各種共同利用施設の整備経費、担い手の確保育成に必要となる

経費について補助を実施する。また、内水面においては多摩川遡上アユの活用や、マス釣場・養殖施設の整備支援等を行う。

低・未利用魚の有効活用を推進するために水産加工を振興し、併せて都内小中学校と連携したぎょしょく普及を実施し、東京産水産物の消費拡大を図る。

東京 2020 大会を視野に、組織委員会が策定した水産物の調達基準である水産認証の取得を支援する。

5 雇用就業対策

(1) 地域における雇用・就業の促進

都民の雇用・就業に対する支援を行うため、雇用就業に関するワンストップサービス機関として設置している「東京都しごとセンター」及び「東京都しごとセンター多摩」において、若年者から高齢者まですべての年齢層の求職者を対象に、個々の状況に応じた就業相談からキャリアカウンセリング、セミナー、マッチングまでのきめ細かい就業支援を実施する。

若者の就業支援では、既卒の若者を対象とした就職準備性に応じた支援プログラムの実施により、若者の正規雇用化を促進する。

また、非正規雇用の期間が長く正規雇用での就職が困難な 30 代から 40 代の支援として、個人の職務経験等に応じたきめ細かいプログラムを実施する。

高齢者の就業支援に向けては、高齢者が企業でインターンとして働くプログラムなど企業において高齢者活用が促進されるような施策を総合的に展開する。また、シルバー人材センターにおいて、企画提案型営業による就業機会の確保や労働者派遣事業の推進など会員拡大及び就業機会拡大に向けた取組を一層進める。

女性の就業支援では、「女性しごと応援テラス」における就業相談等の実施や女性再就職支援事業の展開とともに、国と連携して、女性の就業拡大に向けた普及啓発及び多摩地域での就業支援を実施する。

障害者等の就業支援では、障害者や難病・がん患者の安定的な雇用と処遇改善を推進するため、奨励金・助成金を支給するとともに、ビジネスと両立を図りながら障害者雇用の拡大等に取り組む中小企業を支援する。

一方、中小企業の人材確保の支援として、人材確保に悩む中小企業へのコンサルティングの実施や最適な公的支援メニューの提供、業界団体を通じた各業界特有の課題に対応した支援、中小企業と外国人材との交流支援、中小企業の魅力発信、中小企業の人材戦略構築及び中核人材採用支援などの事業を展開する。

加えて、「東京都地域人材確保・育成支援事業」及び「地域人材ダイバーシティ推進事業」では、区市町村等の行う地域での労働力確保や処遇改善などの雇用就業施策の取組を支援する。

また、全ての都民の就労を応援する条例の制定を見据え、就労について様々な要因から困難を抱える方への支援のあり方を中心に、専門の見地から議論するための有識者会議を設置するとともに、就労困難者の雇用に関する事例調査を行う。

(2) 適正な労働環境の確保

個別化・複雑化する労使間のトラブルに対応するため、「労働相談情報センター」において、

労働相談事業を実施する。「東京都ろうどう110番」において都民からの電話相談に集中的に対応するとともに、平日・夜間及び土曜日の来所相談等を行う。

また、雇用管理の適正化と労働条件の改善を図るため、各種調査等による情報の収集とともに、労働セミナーの開催や資料の発行・提供により労働関係法令の趣旨や内容等について普及啓発を行う。

ライフ・ワーク・バランスの推進に向け、働き方改革（長時間労働の削減や有給休暇の取得促進）に取り組む企業への支援を行うとともに、国と連携した気運醸成イベントや東京テレワーク推進センターによる企業の導入支援など、テレワークの活用推進を図る。

加えて、企業における雇用環境整備の推進に向け、育児・介護と仕事の両立支援に係る取組、非正規雇用労働者の処遇改善の奨励を行っている。

このほか、女性活躍推進に取り組む中小企業等に対する支援や育児休業取得の促進、正規雇用転換後も安心して働ける労働環境の整備などを推進する。

(3) 多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上

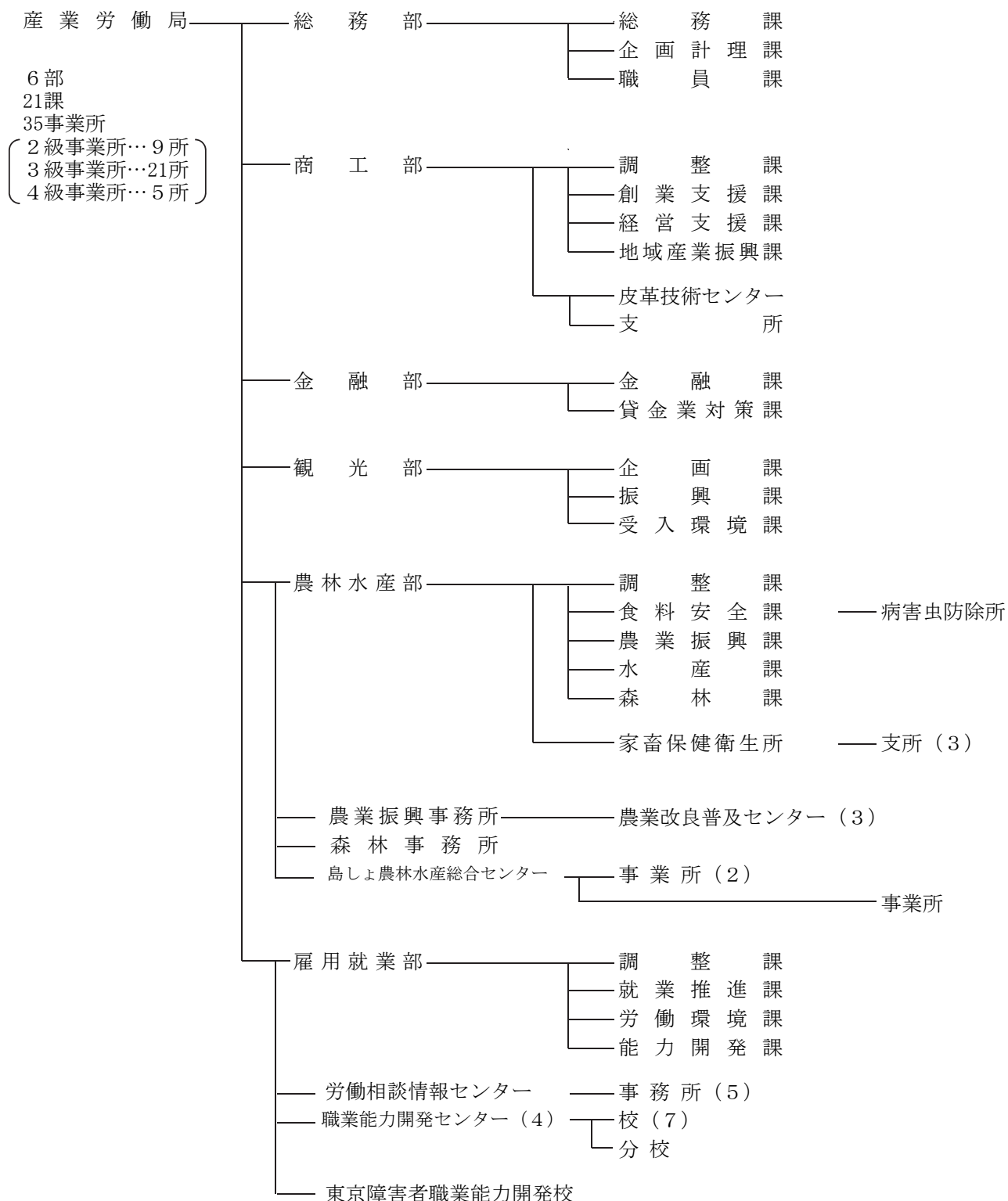
東京の産業を支える中小企業の人材育成・確保を支援するため、平成19年4月から、都内を4つの地域に分け、従来の技術専門校を再編して各地域に職業能力開発センターを設置し、人材育成・確保の総合相談や各種事業を実施している。

公共職業訓練においては、時代のニーズに適合した訓練科目の開発や、強力な就職支援の展開により、求職者の早期就職と東京を支える人材の育成に積極的に取り組んでいく。加えて、女性向け委託訓練を実施し、女性特有の様々な就業ニーズに合わせて職業訓練を提供することにより、育児等による離職からの再就職を支援する。

技能振興においては、「ものづくり・匠の技の祭典」を開催し、伝統と革新をテーマに、日本各地と連携し全国から優れた技能を一堂に集め、ものづくりと匠の技の魅力を国内外の多くの人々に広く発信する。また、若者の技能人材の育成、障害者雇用の促進等を図るため、令和3年度に東京で開催する「第59回技能五輪全国大会」及び「第41回全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック）」に向けて、基本計画の策定等の準備を行う。

第3 組 織

1 組織図（職員課）（令和元年8月1日現在）



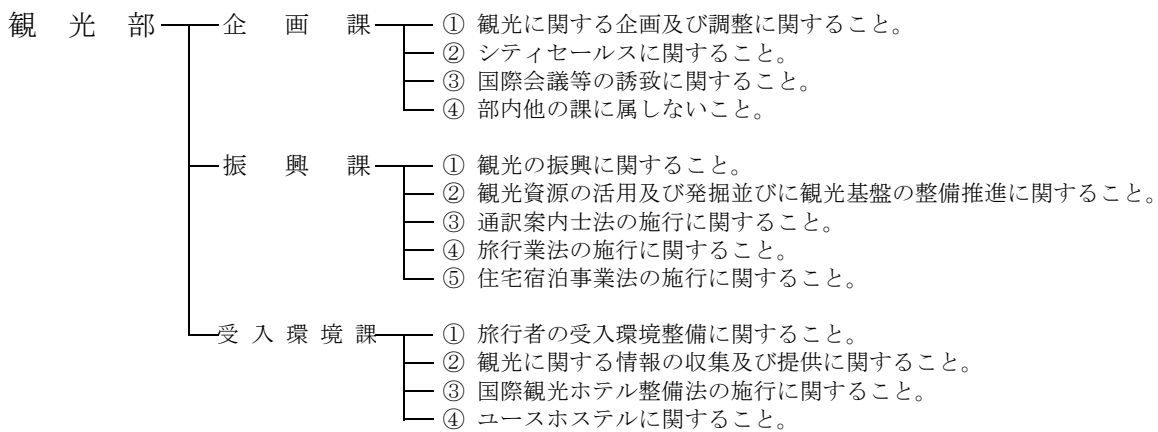
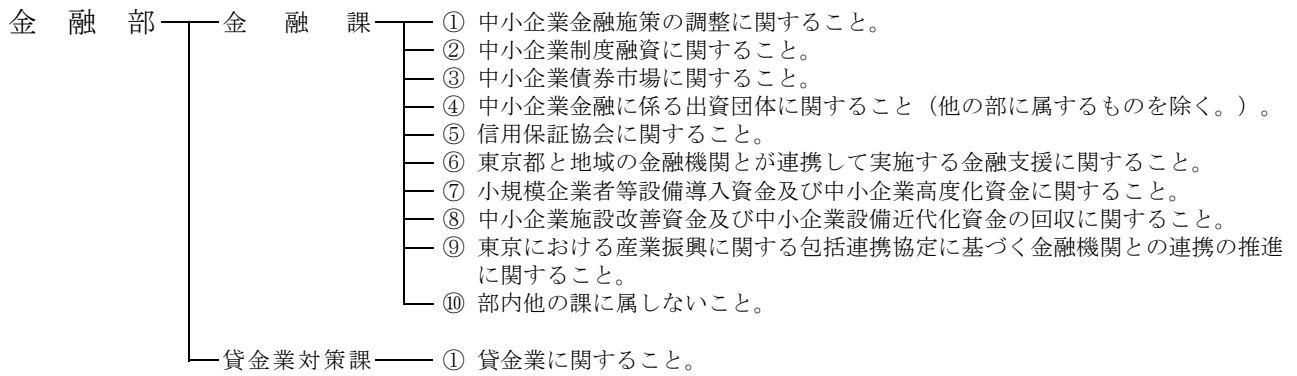
（行政委員会）

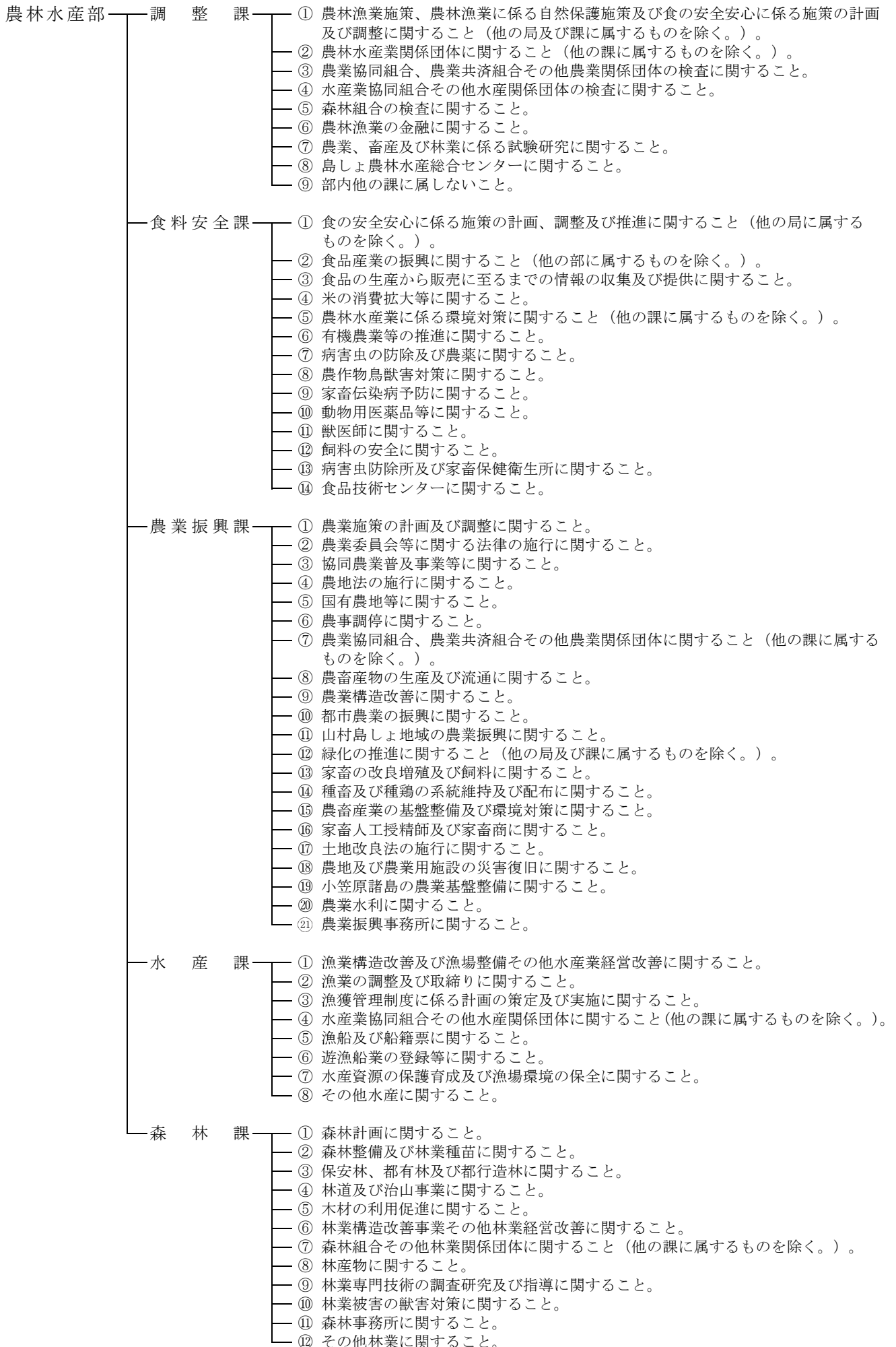
東京海区漁業調整委員会

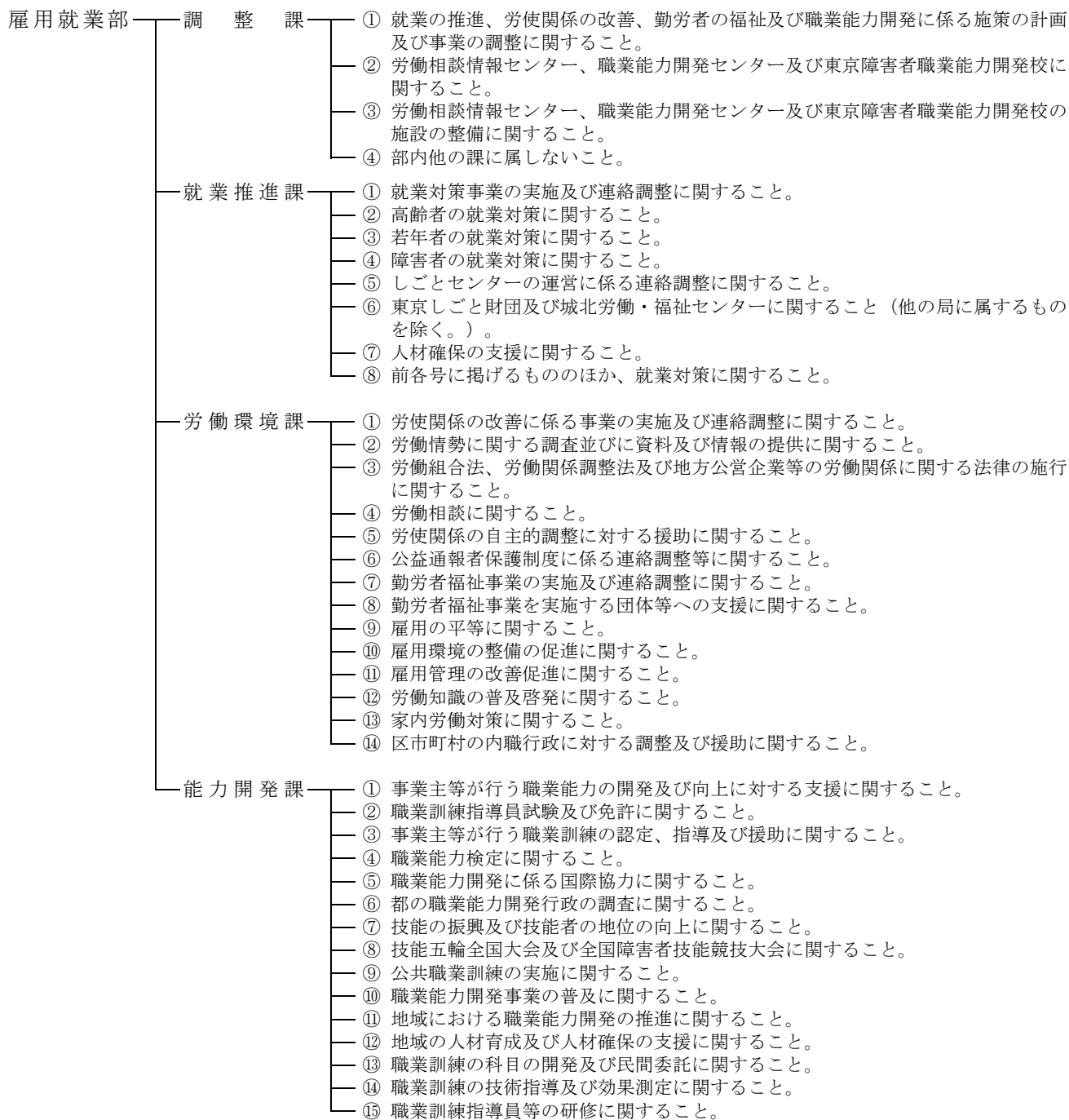
内水面漁場管理委員会

2 分掌事務（職員課）

総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ① 局所属職員（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に限る。）の人事に関する事。 ② 局事務事業の広報及び広聴に関する事。 ③ 局事務事業の管理改善に関する事。 ④ 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関する事。 ⑤ 局の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関する事。 ⑥ 局の情報公開に係る連絡調整等に関する事。 ⑦ 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関する事。 ⑧ 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関する事。 ⑨ 局の財産及び物品の管理に関する事。 ⑩ 局の契約に関する事。 ⑪ 中央卸売市場との連絡に関する事。 ⑫ 局内他の部及び課に属しない事。
	企画計理課	<ul style="list-style-type: none"> ① 産業政策及び雇用就業政策の総合的な企画及び調整に関する事。 ② 局の予算、決算及び会計に関する事（他の課に属するものを除く。）。 ③ 産業政策及び雇用就業政策に係る情報の収集、統計及び調査分析に関する事。 ④ 局事務事業の進行管理に関する事。 ⑤ 局事務事業の行政評価の実施に関する事。
	職員課	<ul style="list-style-type: none"> ① 局の組織及び定数に関する事。 ② 局所属職員の人事（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に係るものを除く。）及び給与に関する事。 ③ 局所属職員の人材育成に関する事。 ④ 東京都職員研修規則第四条の規定に基づく研修に関する事。 ⑤ 局所属職員の福利厚生に関する事。
商工部	調整課	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業振興施策の計画及び調整に関する事。 ② 東京国際展示場及び東京国際フォーラムの施設の整備に関する事。 ③ 中小企業団体及び商店街振興組合等に関する事。 ④ 東京都中小企業振興対策審議会に関する事。 ⑤ 東京都中小企業振興公社、株式会社東京ビッグサイト及び株式会社東京国際フォーラムに関する事。 ⑥ 企業経営に関する情報の収集、整備及び提供に関する事。 ⑦ 部内他の課に属しない事。
	創業支援課	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業の創業支援に関する事。 ② 総合支援機構に関する事（他の課に属するものを除く。）。 ③ 中小企業の航空機産業への参入支援に関する事。 ④ 中小企業等経営強化法第七条のエンジェル税制の確認事務に関する事。 ⑤ ベンチャー企業の支援に関する事。 ⑥ 女性経営者の成長支援に関する事（他の局、部及び課に属するものを除く。）。 ⑦ ものづくり技術の振興に関する事。 ⑧ 中小企業に関する情報の収集及び提供に関する事（他の部に属するものを除く。）。 ⑨ 皮革技術センターに関する事。 ⑩ 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターに関する事。
	経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> ① 商工業及びサービス業の振興に関する事（他の課に属するものを除く。）。 ② 中小企業等経営強化法の施行に関する事。 ③ 下請企業の振興に関する事。 ④ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく事業承継の支援措置に係る認定等の事務に関する事。 ⑤ 伝統工芸品産業の振興に関する事。 ⑥ 中小企業の市場開拓に関する事。 ⑦ 産業貿易センターに関する事。
	地域産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の産業振興に関する事。 ② 工業立地に関する相談及び助成に関する事（他の局に属するものを除く。）。 ③ 中小企業の集団化に関する事。 ④ 江東再開発事業に係る中小企業対策に関する事。 ⑤ 工業の集積の活性化に関する事。 ⑥ 砂利採取法及び採石法の施行に関する事（他の局に属するものを除く。）。 ⑦ 商店街の振興に関する事。 ⑧ 大規模小売店舗立地法の施行に関する事。 ⑨ 小規模企業の経営支援に関する事。 ⑩ 商工会及び商工会議所に関する事。







3 附属機関（職員課）

令和元年8月1日現在

	設置目的	設置根拠	組織（委員構成）	委員の任期	所管部課
東京都中小企業振興対策審議会	中小企業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、知事の諮問に応じ、中小企業の振興対策の基本方針に関する事等を審議し答申する。	東京都中小企業振興対策審議会条例	学識経験者 16名以内 業界代表者 20名以内 行政機関 4名以内	2年	商工部 調整課
東京都中小企業調停審議会	分野調整及び協同組合等の行う団体協約に関する重要事項を調査審議するほか、団体協約に関するあっせん・調停に係る審議を行い、答申する。	東京都中小企業調停審議会条例	学識経験者 7名以内	2年	商工部 調整課
東京都大規模小売店舗立地審議会	知事の諮問に応じ、大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関する重要事項を調査審議し、答申する。	東京都大規模小売店舗立地審議会条例	学識経験者 11名以内	2年	商工部 地域産業 振興課
東京都信用保証補助審査会	東京信用保証協会に対し、都が交付した補助金の使途につき、その公正妥当を期するため、知事の諮問に応じ審査し、答申する。	東京都信用保証補助審査会条例	学識経験者 10名以内	2年	金融部 金融課
東京都観光事業審議会	都の観光事業の振興充実を図るため、知事の諮問に応じ都の観光事業に関する基本的計画、その他重要事項を調査審議し又は意見を具申する。	東京都観光事業審議会条例	学識経験者 25名以内	2年	観光部 企画課
東京都農林・漁業振興対策審議会	農林・漁業に関する生産的施設の整備、経営の改善及び技術の改良並びに農山漁民の生活水準の向上を図り、あわせて、農山・漁村の振興計画の樹立及び実施について、知事の諮問に応じ重要な事項を審議し、答申する。	東京都農林・漁業振興対策審議会条例	学識経験者等 46名以内	2年	農林水産部 調整課

東京都農業 共済保険審 査会	農業共済組合連合会の組合員 が提訴する保険に関する訴えの 審査並びに農業災害の予防、防 止及び共済掛金、保険業務の適 正化に関する事項の調査審議を 行う。	農業保険法	会長：知事 学識経験者 3名 組 合 員 3名 都 局 長 3名	3年	農 林 水 産 部 農 業 振 興 課
東 京 都 森 林 審 議 会	知事の諮問に応じ、森林計画、 保安林その他森林に関する重要 な事項を審議し、答申する。	森 林 法	学識経験者等 15名以内	2年	農 林 水 産 部 森 林 課
東 京 都 雇 用 ・ 就 業 対 策 審 議 会	知事の諮問に応じ、雇用及び 就業対策、職業能力の開発、労 使関係の安定に関する事項を審 議し、答申する。	東 京 都 雇 用 ・ 就 業 対 策 審 議 会 条 例	学識経験者 12名以内 事業主代表 6名以内 労働者代表 6名以内	2年	雇 用 就 業 部 調 整 課
東京都地方 独立行政 法人評価 委員会	東京都が設立する地方独立行 政法人の業務の実績に関する評 価等を行う。	東京都地方 独立行政 法人評価 委員会条例	学識経験者 21名以内 (試験研究分科会 公立大学分科会 高齢者医療・研 究分科会)	2年	商 工 部 創 業 支 援 課 (試 験 研 究 分 科 会)

4 政策連携団体等（総務課）

(1) 政策連携団体

事業協力団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体

(2) 事業協力団体

事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体であって、「東京都政策連携団体等の指導監督等に関する基準」において定める要件を満たす団体

※ ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する地方独立行政法人その他個別の法令により、適正かつ効率的な運営を行うための仕組みが担保されている団体を除く。

政策連携団体等

令和元年8月1日現在

所 管 部	政 策 連 携 団 体	事 業 協 力 団 体 (※1)
商 工 部	(公財)東京都中小企業振興公社 (株)東京国際フォーラム *港湾局との共管 (株)東京臨海ホールディングス	(株)東京ビッグサイト
金 融 部	—	東京信用保証協会
観 光 部	(公財)東京観光財団	—
農 林 水 産 部	(公財)東京都農林水産振興財団	—
雇 用 就 業 部	(公財)東京しごと財団 *福祉保健局との共管 (公財)城北労働・福祉センター	—
	5 団体	2 団体

※1 政策連携団体を除く。

5 職員定数（職員課）

令和元年8月1日現在の職員定数は、次の表のとおりである。

産業労働局職員定数 令和元年8月1日現在

	計	事務系	技術系	技能 労務系
総計	1,265	746	489	30
総務部	81	79	2	-
商工部	118	114	4	-
金融部	40	40	-	-
観光部	56	56	-	-
農林水産部	131	52	79	-
雇用就業部	121	108	13	-
皮革技術センター	16	5	11	-
農業振興事務所	77	13	64	-
森林事務所	50	6	44	-
島しょ農林水産総合センター	90	10	50	30
家畜保健衛生所	28	3	25	-
労働相談情報センター	106	106	-	-
職業能力開発センター	316	145	171	-
東京障害者職業能力開発校	35	9	26	-

第 4 予 算

1 産業労働局予算の概要（企画計理課）

(1) 局予算総括表

(単位：千円)

区 分	令和元年度予算額	平成30年度予算額	増(△)減	増減率
一 般 会 計	477,510,000	455,511,000	21,999,000	4.8%
中小企業設備導入等資金会計	865,000	23,332,000	△ 22,467,000	△96.3%
林業・木材産業改善資金助成会計	52,000	52,000	0	0.0%
沿岸漁業改善資金助成会計	48,000	48,000	0	0.0%
合 計	478,475,000	478,943,000	△ 468,000	△0.1%

(2) 一般会計歳入歳出予算総括表

(単位：千円)

区 分	令和元年度予算額	平成30年度予算額	増(△)減	増減率	
歳 出 額	477,510,000	455,511,000	21,999,000	4.8%	
歳 入 額	166,747,191	243,687,557	△ 76,940,366	△ 31.6%	
内 訳	分 担 金 及 負 担 金	660,428	709,958	△ 49,530	△ 7.0%
	使 用 料 及 手 数 料	525,336	529,712	△ 4,376	△ 0.8%
	国 庫 支 出 金	7,138,495	7,376,949	△ 238,454	△ 3.2%
	財 産 収 入	884,258	889,080	△ 4,822	△ 0.5%
	繰 入 金	12,887,254	38,778,579	△ 25,891,325	△ 66.8%
	諸 収 入	144,061,420	195,203,279	△ 51,141,859	△ 26.2%
	都 債	590,000	200,000	390,000	195.0%
一 般 財 源 充 当 額	310,762,809	211,823,443	98,939,366	46.7%	

注1：平成30年度一般会計歳出予算額には補正予算（△4,505,541千円）を含まない（次頁も同様）。
〔参考：最終補正 △4,505,541千円〕

注2：平成30年度一般会計歳入予算額には補正予算（△2,204,000千円）を含まない（次頁も同様）。
〔参考：最終補正 △2,204,000千円〕

(3) 対策別予算

(単位：千円)

事 項 名	令和元年度予算額 ＜繰越明許費＞ (債務負担行為)	平成30年度予算額 ＜繰越明許費＞ (債務負担行為)	増(△)減	増 減 率
I 中 小 企 業 対 策	395,254,034 (57,595,282)	403,676,725 (69,223,459)	△ 8,422,691 (△ 11,628,177)	△ 2.1% (△ 16.8%)
一 般 会 計	394,389,034 (57,595,282)	380,344,725 (69,223,459)	14,044,309 (△ 11,628,177)	3.7% (△ 16.8%)
特 別 会 計	865,000	23,332,000	△ 22,467,000	△ 96.3%
1 経 営 革 新 支 援	719,902	560,762	159,140	28.4%
2 経 営 安 定 支 援	6,947,469	6,403,260	544,209	8.5%
3 販 路 開 拓 支 援	67,911,226 (0)	32,169,008 (899,988)	35,742,218 (△ 899,988)	111.1% (皆減)
4 ネットワークづくり支援	430,321	425,752	4,569	1.1%
5 技 術 支 援	10,743,279 (107,478)	9,840,378 (100,448)	902,901 (7,030)	9.2% (7.0%)
6 創 業 支 援	2,971,671 (869,202)	2,499,957 (0)	471,714 (869,202)	18.9% (皆増)
7 地 域 工 業 の 活 性 化	3,432,674 (241,711)	4,391,054 (15,660,881)	△ 958,380 (△ 15,419,170)	△ 21.8% (△ 98.5%)
8 地 域 商 業 の 活 性 化	5,767,659	4,919,027	848,632	17.3%
9 総 合 的 支 援	6,092,354 (75,652)	5,285,684 (459,870)	806,670 (△ 384,218)	15.3% (△ 83.5%)
10 試 験 研 究 機 関	7,850,479 (294,638)	7,433,843 (93,840)	416,636 (200,798)	5.6% (214.0%)
11 金 融 支 援	281,522,000 (56,006,601)	306,416,000 (52,008,432)	△ 24,894,000 (3,998,169)	△ 8.1% (7.7%)
中小企業設備導入等資金の貸付 (特別会計)	865,000	23,332,000	△ 22,467,000	△ 96.3%
II 観 光 産 業 対 策	19,157,000 (205,800)	16,548,000 (0)	2,609,000 (205,800)	15.8% (皆増)
1 外 国 人 旅 行 者 誘 致 の 開 進	5,614,736	5,214,913	399,823	7.7%
2 M I C E 誘 致 の 推 進	1,830,150	1,536,488	293,662	19.1%
3 魅 力 を 高 め る	3,360,954	2,715,706	645,248	23.8%
4 受 入 環 境 の 充 実	7,117,169 (205,800)	5,990,482 (0)	1,126,687 (205,800)	18.8% (皆増)
5 人 材 の 育 成 ・ 活 用	821,146	703,004	118,142	16.8%
6 推 進 体 制 の 構 築	412,845	387,407	25,438	6.6%
III 農 林 水 産 対 策	17,929,399 <1,081,000> (3,347,297)	16,735,086 <1,024,000> (3,952,109)	1,194,313 <57,000> (△ 604,812)	7.1% <5.6%> (△ 15.3%)
一 般 会 計	17,829,399 <1,081,000> (3,347,297)	16,635,086 <1,024,000> (3,952,109)	1,194,313 <57,000> (△ 604,812)	7.2% <5.6%> (△ 15.3%)
特 別 会 計	100,000	100,000	0	0.0%
1 農 業 経 営 の 安 定	7,303,517 (3,027,253)	6,410,937 (3,480,359)	892,580 (△ 453,106)	13.9% (△ 13.0%)
2 林 業 経 営 の 安 定	5,266,602 <358,000> (120,045)	4,839,288 <392,000> (1,173)	427,314 <△ 34,000> (118,872)	8.8% <△ 8.7%> (10.134.0%)
3 水 産 業 経 営 の 安 定	1,765,701 (37,076)	2,822,379 (470,577)	△ 1,056,678 (△ 433,501)	△ 37.4% (△ 92.1%)
4 緑 化 の 推 進	378,000	300,000	78,000	26.0%
5 農 林 災 害 復 旧	1,990,000 <723,000> (9,144)	1,689,000 <632,000> (0)	301,000 <91,000> (9,144)	17.8% <14.4%> (皆増)
6 小 笠 原 諸 島 の 振 興	1,125,579 (153,779)	573,482 (0)	552,097 (153,779)	96.3% (皆増)
林業・木材産業改善、 沿岸漁業改善の各資金の貸付 (特別会計)	100,000	100,000	0	0.0%
IV 雇 用 就 業 対 策	32,105,567 (5,105,716)	28,138,749 (6,781,747)	3,966,818 (△ 1,676,031)	14.1% (△ 24.7%)
1 雇 用 ・ 就 業 の 促 進	13,477,698 (1,517,428)	12,370,046 (2,794,656)	1,107,652 (△ 1,277,228)	9.0% (△ 45.7%)
2 適 正 な 労 働 環 境 の 確 保	10,187,963	7,320,297	2,867,666	39.2%
3 職 業 能 力 の 開 発 ・ 向 上	8,439,906 (3,588,288)	8,448,406 (3,987,091)	△ 8,500 (△ 398,803)	△ 0.1% (△ 10.0%)
V 人 件 費 等	14,029,000	13,844,440	184,560	1.3%
1 産 業 政 策 の 立 案	378,000	274,440	103,560	37.7%
2 人 件 費	13,651,000	13,570,000	81,000	0.6%
合 計	478,475,000 <1,081,000> (66,254,095)	478,943,000 <1,024,000> (79,957,315)	△ 468,000 <57,000> (△ 13,703,220)	△ 0.1% <5.6%> (△ 17.1%)
一 般 会 計	477,510,000 <1,081,000> (66,254,095)	455,511,000 <1,024,000> (79,957,315)	21,999,000 <57,000> (△ 13,703,220)	4.8% <5.6%> (△ 17.1%)
特 別 会 計	965,000	23,432,000	△ 22,467,000	△ 95.9%

2 令和元年度東京都予算の概要（企画計理課）

(1) 財政規模

（単位：億円）

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
一般会計	74,610	70,460	4,150	5.9%
特別会計	55,505	54,389	1,116	2.1%
公営企業会計	19,480	19,591	△ 111	△ 0.6%
合 計	149,594	144,440	5,155	3.6%

(2) 歳入

（単位：億円）

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
都 税	55,032	73.8%	52,332	74.3%	2,700	5.2%
地方譲与税	2,908	3.9%	2,458	3.5%	450	18.3%
国庫支出金	3,621	4.9%	3,534	5.0%	86	2.4%
繰入金	5,969	8.0%	4,503	6.4%	1,466	32.5%
都 債	2,096	2.8%	2,107	3.0%	△ 11	△ 0.5%
その他の収入	4,985	6.7%	5,526	7.8%	△ 542	△ 9.8%
合 計	74,610	100.0%	70,460	100.0%	4,150	5.9%

(3) 目的別歳出

（単位：億円）

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
福祉と保健	12,600	22.5%	12,048	23.2%	552	4.6%
教育と文化	12,336	22.0%	11,270	21.7%	1,067	9.5%
労働と経済	4,864	8.7%	4,649	9.0%	215	4.6%
生活環境	2,186	3.9%	1,961	3.8%	225	11.5%
都市の整備	8,755	15.6%	8,839	17.1%	△ 84	△ 1.0%
警察と消防	9,407	16.8%	9,087	17.5%	320	3.5%
企画・総務	5,829	10.4%	3,968	7.7%	1,862	46.9%
（小計）	55,979	100.0%	51,822	100.0%	4,157	8.0%
公債費・税連動経費等	18,631	—	18,638	—	△ 7	0.0%
合 計	74,610	—	70,459	—	4,151	5.9%

注：各表の計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計及び小計欄の数字は各欄の合算と一致しない場合がある。

第5 広報・広聴

1 広報（総務課）

産業労働局で行っている各種の事業を都民に広く周知するために、広報誌・パンフレットなどの印刷物、テレビ・ラジオ、インターネット（ホームページ、動画及びSNS）など、様々な媒体（メディア）を利用して広報活動を行っている。

(1) 印刷媒体

中小企業施策及び雇用就業施策の総合案内誌として、「働くあなたと中小企業経営者のための支援ガイド」（総務部）を発行している。

また、各部・所で広報誌、パンフレットなどを作成している。（各部で発行している広報誌の主なもの：「とうきょうの労働」（雇用就業部））

(2) インターネット

「産業労働局ホームページ」において局事業のPRを行い、報道発表資料や調査・統計資料など、分野別にまとめて提供している。また、各分野ごとにページを開設し、事業の紹介や優れた技術をもつ中小企業や観光スポット、東京の農林水産物の紹介、労働に関する知識などの情報を提供している。

【各ホームページ URL】

- ・ 産業労働局ホームページ
<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/>
- ・ TOKYOはたらくネット（東京都の雇用就業に関する総合WEBサイト）
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>
- ・ GO TOKYO（東京の観光公式サイト）
<https://www.gotokyo.org/jp/>
- ・ とうきょうの恵み TOKYO GROWN（東京の農林水産総合サイト）
<https://tokyogrown.jp/>

(3) 報道発表

都庁記者クラブ 20 社（平成 31 年 4 月現在）に対して、平成 30 年度に報道発表した件数は、601 件である。

2 広聴（総務課）

都民からの意見や要望などの声を局事業に反映させることを目的として、広聴活動を行っている。

(1) 都民の声窓口の設置

総務部総務課広報担当を産業労働局都民の声窓口とし、苦情及び要望等について、所管課や事業所をはじめ、生活文化局広報広聴部都民の声課や各局とも連携を図りながら、迅速な対応に努めている。

(2) 意見募集

事業の計画策定段階等で都民からの意見募集を行い、政策立案に反映させている。

また、都政モニターアンケートを活用し、都民の声を収集し、事業に反映させている。

第6 職員研修

産業労働局は、東京の産業振興と雇用就業の安定を図るため、局事業の重要課題に積極果敢に挑戦し、豊かな実務処理能力と高い専門性を持って、東京の活性化に取り組んでいく人材を育成していく必要がある。

このため、令和元年度の研修については、中央研修の基本方針を踏まえ、局独自のニーズを織り込みながら、職員の職務遂行能力の向上を目指し、実施していく。

1 基本目標（職員課）

- (1) 職員一人ひとりの資質及び専門・実務能力の向上を通じ、局事業の円滑な遂行に寄与する職員を育成する。
- (2) 複雑・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対処できるよう、マネジメント力、企画力、説明能力及び問題解決能力をもって行動できる職員を育成する。
- (3) 都民サービスの最前線に立つ職員として、都民満足度の高いサービスが提供できるよう、サービス意識・能力の向上を図る。
- (4) 人材育成の面で着実な成果を上げるため、さらなるOJTの活性化・定着化を推進していくとともに、職務の能率、質の向上に資する知識及び能力の自主的な習得を目指し、自己啓発の更なる促進を図る。
- (5) 緊急性、即応性の面から効果的・効率的な研修の実施を目指し、研修規模や内容の見直しを行い、短期間でかつ充実した研修の実施に努める。
- (6) 総務局人事部や他局との連携と協力を進めるとともに、行政系職員、現業系職員、非常勤職員など、職員の職務の多様性に対応した研修機会の確保に努める。

また、関係団体の固有職員についても、研修生として受け入れ、関係団体の人材育成を支援する。

2 計画の内容（職員課）

- (1) 現任、管理・監督者研修等
各職層の職員に期待される役割及び責任を踏まえ、新任、1級職、主任級、課長代理級、統括課長代理級、管理者等それぞれの職層に応じた研修を実施する。
- (2) 課題研修
「東京都人権施策推進指針」に基づき、都職員に必要な人権感覚を身に付ける「人権研修」、都職員が遵守すべき法令、方針、各種ルールを身に付ける「コンプライアンス推進研修」等を、全職員を対象として実施し、職員の一層の理解と認識を深める。
- (3) 実務研修
職員が身に付けておくべき職務に関する実務・専門的知識を付与し、職務能力の向上を図る。
文書事務、契約事務、広報事務等の各科目を実施するほか、各所属においても必要な研修を実施する。

(4) 行政課題研修

計画や答申、白書などをテーマに取り上げ、社会経済情勢への理解を深め、政策立案・事業運営能力の向上を図る。

(5) 派遣研修

国や民間の研修機関等へ職員を派遣し、必要とする専門的な知識や技術の取得を図る。

(6) 職場内研修（OJT）

職場での日常の職務の遂行を通して、各職場の管理・監督者が、計画的・効果的に実施する。

(7) 自主研修

資格取得やスキルアップなどを支援する自己啓発支援制度を活用し、職員の自主的な能力開発を促進するとともに、自己啓発を促進する風土づくりを進める。

(8) 関係団体職員の研修受入

局事業に深く関わりのある政策連携団体等に対し、研修情報の提供及び受講の受入れを行う。

3 平成30年度研修実績（職員課）

局研修については、540回実施し、延べ6,429名が受講した。

4 令和元年度研修実施計画（職員課）

研修区分別の計画は以下のとおり。

研修区分	回数	研修人員	対象者・内容等
新任研修	2	140	新規採用職員
現任研修	20	959	1、2級職員、転入職員、島しょ勤務職員 他
管理・監督者研修	7	250	課長代理・統括課長代理級職員、部・課長級職員
派遣研修	255	926	国、民間の研修機関等への派遣研修
課題研修	29	1,930	人権、コンプライアンス推進 他
専門・実務研修	401	3,390	文書事務、契約事務、各所属実施研修 他
その他の研修	63	390	行政課題研修、他局委託研修 他
合計	777	7,985	